

2018年2月9日

## 商品類型 No.156 「便器などの衛生器具 Version1.0」 認定基準 の部分的な改定について

公益財団法人日本環境協会  
エコマーク事務局

### 1. 改定の経緯、概要

本基準における温水洗浄便座の省エネ基準は、経済産業省告示「電気便座のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」に示されている基準エネルギー消費効率の数値をもとに、エネルギー消費効率の達成率として定めている。また、グリーン購入法の環境物品等の調達に関する基本方針の判断の基準に対して上位基準となるよう整合性にも留意して認定基準を制定している。基準の検討時点では省エネ技術の進歩を見据え、貯湯式について経過措置を設け、より厳しい基準に誘導するよう考えていた。しかしながら、現在、市場に供給されている製品をみると、ここ数年での省エネ性能の向上は見られない。

これらの市場動向を踏まえ、グリーン購入法では、同基本方針の平成30年2月9日変更閣議決定により、現在の経過措置の撤廃とともに判断の基準を変更することを受け、同基本方針との整合を図るべく改定を行う。

### 2. 改定箇所 (追加：下線部)

#### 4. 認定の基準と証明方法

##### 4-1. 環境に関する基準と証明方法

##### 4-1-2. 地球温暖化の防止

- (4) 温水洗浄便座と一体型の大便秘器にあつては、温水洗浄便座のエネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を上回らないこと。申込時点における経済産業省告示「電気便座のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」における基準エネルギー消費効率に対する温水洗浄便座のエネルギー消費効率の達成率が129%以上であること。ただし、2018年12月31日までに申込する製品のうち温水洗浄便座が貯湯式のものについては、エネルギー消費効率の達成率が100%以上でもよい。

表 温水洗浄便座に係る基準エネルギー消費効率

<u>貯湯タンクの有無</u>	<u>基準エネルギー消費効率</u>
<u>貯湯式（貯湯タンク有り）</u>	<u>175</u>
<u>瞬間式（貯湯タンク無し）</u>	<u>97</u>

備考）エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく経済産業省告示第 269 号（平成 25 年 12 月 27 日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。

3. 改定日： 2018 年 3 月 1 日

以上